舞監公示第２４号
２３．１２．　７

「入退室警備管理システム」契約希望者募集要項

次の契約希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊舞鶴地方総監部
経理部長 坂　口　好　明

記

１　調達予定品目等

平成２３度における舞鶴弾薬整備補給所が要求元である入退室警備管理システムに係る契約

２　公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）防衛省及び契約担当官等から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

（４）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

（５）平成２２・２３・２４年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「物品の製造」に係る近畿地区競争参加資格を有し、それぞれ次に該当する者

（６）調達しようとする品目（純正部品又は同等品（製造元が使用を保証した部品））の性能及び納期を保証できること。

（７）納入後の不具合に関する対応が迅速かつ、継続的に可能なこと。

（８）秘密保全及び情報保証に関する管理体制が整っており、秘密の取扱者及び海上自衛隊の保全区画へ立ち入る関係者については、秘密保全上支障のないことが確認されている者であること。

（９）調達しようとする品目の納入時における据付において一部を第三者に請け負わせようとする場合は、請け負わせる業務内容に応じて、本項第１号から第８

号を満たすことが証明できること。
(10) 本事業の遂行に必要な次の規格等の認証を受けていること。
ァ　ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
イ　ISO14001（環境マネジメントシステム）
(11) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し若しくは保証できること。

3　参加表明及び技術資料の提出
応募する者は、「参加表明書」（別紙第１）及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。
（１）資格審査結果通知書（写し）
（２）会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
（３）調達しようとする品目又は同等品を過去に納入した実績の一覧表及び契約書又は請書の写（直近の過去５年間における最新の５件、それに満たない場合は当該期間の全件、実績のない場合は省略可）
（４）販売権等が必要な場合は、当該販売権等を有していることを証明できる資料
（５）調達しようとする品目（純正部品又は同等品（製造元が使用を保証した部品））の入手が可能であり、性能及び納期を保証できることを証明できる資料
（６）調達しようとする品目の納入時における据付において一部を第三者に請け負わせる場合は、下請企業一覧表（請け負わせる業務内容によっては、前項に規定する設備及び体制等を証明する書類を添付させる。）
（７）納入後の不具合に関する対応が迅速かつ、継続的に可能なことを証明できる資料
（８）前項に示す設備及び体制等を証明する書類
（９）別紙第２に示す機能性能を満たす構成品の提案書

4　参加表明書及び技術資料の提出先等
（１）提出先
海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係
〒６２５－００８７
京都府舞鶴市字余部下１１９０番地
０７７３－６２－２２５０（内線２２５５）
（２）提出期間
２３．１２．７（水）　～　２３．１２.１９（月）
（３）提出方法
直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、休日を除く毎日、午前８時００分から午後４時４５分まで。ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

5　技術資料の審査等

（1）技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

（2）技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から設備体制、保全状況等の業態調査のために工場等（下請企業の工場等を含む。）に係る調査の協力依頼があった場合には、工場等への立入りを含め調査に協力しなければならない。

6　審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

7　疑義の申立

（1）審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して５日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係
〒６２５－００８７
京都府舞鶴市字余部下１１９０番地
０７７３－６２－２２５０（内線２２５５）

イ 時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前８時００分から午後４時４５分まで、 ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（2）契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

（3）疑義の再申立てについては、書面による回答を受理した日から３日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して３日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8　応募に当たっての留意事項

（1）応募者は、次の事項について同意した上で応募するものとする。

ア　提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

イ　正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ　審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ　資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ　提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ　提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

（２）資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。

別紙第１

○○．○○．○○

舞鶴地方総監部経理部長 殿

○○○○（株）
代表取締役 ○○ ○○

参 加 表 明 書（舞監公示第２４号）

標記について、下記のとおり応募します。

記

１　公示番号
舞監公示第２４号（２３．１２．　　）

２　調達予定品目
入退室警備管理システム

添付書類：１ 資格審査結果通知書（写し）
２ 技術資料
３ 構成品提案書

別紙第２

入退室警備管理システムに関する要求性能

１　引用文書

引用する次の文書は、この要求性能に規定する範囲内において、その一部を成すものであり、特に版を指定するものを除き、技術資料等の提出時における最新版とする。

(1)　規　格

ア　JIS C 0367-1　雷による電磁インパルスに対する保護―第１部：基本的原則

イ　JIS C 0920　電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）

ウ　NDS C 0002　地上用電子機器通則

(2)　仕様書

ア　DSP Z 9000　品質管理適用仕様書

イ　DSP Z 9008　品質管理等共通仕様書

ウ　海上自衛隊 IC 型身分証明発行管理システム仕様書

エ　国家公務員の IC カード身分証に関する共通仕様

オ　カード（IC）保全用　海上自衛隊仕様書

カ　IC カード印刷機　海上自衛隊仕様書

(3)　法令等

ア　電気機械器具防爆構造規格（昭和 44 年労働省告示第 16 号）

イ　工場電気設備防爆指針（昭和 54 年労働省産業安全研究所技術指針）

ウ　情報システム保全技術基準（官情報第 6003 号。16.7.1）

エ　情報システムに係る調達上の信頼性確保（防管装第 6186 号。13.8.10）

オ　海上自衛隊の使用する装備品等の取扱説明書の作成要領(海幕装備第 5625 号。10.12.8)

２　用語の定義

本文書内で使用する用語の意義は次による。

(1)　警備システム　入退室警備管理システムをいう。

(2)　IC 身分証等　IC 身分証、IC 適格証及びビジターカードをいう。

(3)　IC 適格証等　IC 身分証及び IC 適格証をいう。

(4)　ビジターカード等　IC 適格証及びビジターカードをいう。

(5)　IC テンキー付　テンキー付の IC カードリーダーをいう。

(6)　IC テンキー無　テンキー無しの IC カードリーダーをいう。

３　製品に関する要求

(1)　一般的要求事項

一般的要求事項は、NDS C 0002 の 2.1 による。

(2) 設計条件

ア 一般条件は次による。

(ｱ) 原則として NDS C 0002 の 2.1 及び 2.3 による。

(ｲ) 標準化された技術の活用を図り、努めて一般市販品で構成すること。

(ｳ) 本警備システムにおける主要器材については付図に示すとおりである。企画提案書には、この器材のほかに各器材を設置、配線、連接及びシステムとして機能させるための必要な器材、材料等についても記載するものとする。

(ｴ) 施設等への入退室要領については次による。

a 海上自衛隊員については、海上自衛隊が発行する IC 適格証等を使用し、入退室を行うものとする。

b 海上自衛隊員以外の者については、一部の指定する扉のみ本警備システムで調達するビジター・カードにより入退室を行い、それ以外については、IC 適格証により入退室を行うものとする。

イ 保全条件

情報システム保全技術基準の保護プロファイル JDA-1 を適用すること。

ウ 電源条件

電源条件は、別に指定する場合を除き、次による。

a 電 圧

AC100V ± 10%

b 周波数

50/60Hz ± 5%

エ 外囲条件

外囲条件は次による。

a 耐熱耐寒性

耐熱耐寒性は表１による。

表１－耐熱耐寒性

	屋外機器	屋内機器
設定温度	-10℃ ～ 40℃	0℃ ～ 35℃

b 耐湿性

湿度 85%以下で通常運用でき、湿度による不具合等がないこと。

c 耐風圧性

屋外に設置する機器等は、瞬間最大風速 60m/s に耐えること。

d 耐水性

屋外に設置する機器等は、防水（防雨）処置がなされており、JIS C 0920 の IPx4 以上であること。

オ 防爆性

火薬庫等の危険な場所に設置する機器等は、電気機械器具防爆構造規格又は工場電気設備防爆指針により認定された器材を使用すること。

カ　連接性

既設の監視カメラ、防犯センサー等の機器等と容易に連接できること。また。既設機器等については、連接後も既存の機能及び性能を有すること。ただし、既設機器等単体の性能は、その固有の性能によるものとする。

キ　拡張性

本警備システム調達後に、新たな監視用器材（監視カメラ、防犯センサー、監視モニター等）との連接が可能であり、またその際の設定変更等が官側で容易にできるものとする。

(3)　部品及び材料

部品及び材料は、努めて一般市販品を使用すること。

(4)　加工方法

加工方法は、原則としてNDS C 0002の3.3による。

(5)　構造、形状、寸法及び質量

ア　構造及び形状

構造及び形状は、次及びJIS Z 8503-1に基づき設計する。

(ｱ)　集中監視制御部は、操作性及び視認性に優れ、保守点検に際しては安全かつ、容易な構造とする。

(ｲ)　警備システムを構成する各部等相互間及び既設機器等との電気的接合は、端子板あるいは構成品への直接コネクタ接続とする。

イ　寸法及び質量

構成品の寸法及び質量は、JIS Z 8503-1に基づき設計する。

(6)　機能、性能及びその他品質的事項

ア　全般機能

全般機能は次による。

(ｱ)　集中監視制御部は各区画の扉状態（施解錠及び扉開閉）、指定区画の防犯センサー、扉の警備状態（警戒、解除及び異常）等を監視するものとし、必要に応じて扉制御（施解錠）及び遠隔警備制御（警戒、解除、異常復旧等）を行うものとする。

(ｲ)　集中監視制御部は、グラフィック画面上に該当扉の施解錠及び扉開閉状態を表示し、入退室履歴を記録できること。また、異常発生時には異常内容の表示、音声等による通知ができること。

(ｳ)　集中監視制御部の故障時においても、ICカードリーダによる電気錠の制御を可能とし、発生する履歴情報は制御部又は電気錠制御器で３万件以上蓄積保存できること。

(ｴ)　集中監視制御部は、曜日、時間等に合わせた運用スケジュール管理が可能で、スケジュールの変更、追加等が行えるものとする。

(ｵ)　入退室の履歴は、入退室者氏名、入退室区画及び入退室時間で管理され、

グラフィック画面上に表示できること。

(ｶ)　停電時、５分以上動作するバックアップ電源を有するとともに、最低４時間電源を供給できる非常用発動発電機を備えること。

(ｷ)　接続されるセンサーが設定時間中に一度も感知しなかった場合、警報を監視制御部に通知できること。

(ｸ)　故障や妨害工作によって、単体及び複数の防犯センサー等の器材が破壊又は機能不全とされた場合、速やかに当該箇所の位置特定ができること。

イ　機　能

各主要器材の機能性能については付表によるほか、次による。

(ｱ)　集中監視制御部

集中監視制御部は、次の機能を有する器材により構成されるものとする。

a　主入退室管理機能

主入退室管理機能については次のほか、付表のとおり。

(a)　前号(ｱ)～(ｴ)の各機能を有するものとする。

(b)　電気錠を機械鍵又はサムターンで解錠したとき、解錠箇所の表示及び記録が行えること。

(c)　ID 及びパスワード入力によりログイン可能であり、かつ、操作者の操作権限レベルを個人ごとに設定できる。

(d)　氏名、ユーザーID、属性及び入退室資格設定が登録可能であり、CSV ファイル形式で入出力できる。

(e)　監視カメラ A 及び B の設定変更ができ、かつ上下、左右、ズーム等の操作ができる。また、録画画像の再生等も併せてできること。

(f)　在室管理を行っている入退室区画において、不在となった際に当該区画の警戒開始を自動的に行えること。

(g)　入退室の履歴は HDD 又は可搬記憶媒体に別途保存できる。

(h)　通行順序、ツーパーソン及びキーパーソンの設定が可能で、入退室条件を限定することが可能である。

(i)　防犯センサーに関する ON/OFF 操作ができる。

(j)　次の状態について、グラフィック画面上に発生場所の表示を行うとともに、音声等による通知が行えること。また、当該内容について、発生時刻、発生場所、発生内容等の保存ができること。

・ 防犯センサーによる侵入検知

・ 監視カメラ異常

－　カメラレンズ部の遮蔽

－　カメラ向きの変更等画角の異常

－　映像信号断線等の異常

－　画像記録機能 A、監視カメラ B の機器本体の異常（ただし、監視カメラ A に対する異常監視については、映像信号断線等の異常を監視する機能のみ有するものとする。）

(k)　非常用発動発電機の動作状態について、次に示す内容を確認できる。
・ 停電時警報
・ 発電中通知
・ 燃料残警報（Half、Empty）

b　IC 適格証等カード収納機能

IC 適格証等カード収納機能については次のほか、付表のとおり。

(a)　IC 適格証等を 50 枚以上収納でき、IC 適格証等による認証で貸出及び返納ができること。

(b)　貸出及び返納履歴を保存でき、かつ当該履歴を別途可搬記憶媒体等に保存できること

c　監視カメラ A 及び B

監視カメラ A 及び B の機能性能については付表のとおり。

d　画像記録機能 A

画像記録機能 A については次のほか、付表のとおり。

(a)　暗証番号等による許可された者以外の操作を防止できる機能を有すること。

(b)　アナログカメラ及びデジタルカメラを最大で 16 台接続できること

(c)　1TB 以上の HDD を 2 台以上装着でき、かつ RAID による坑たん性を有すること。

(d)　接続した全監視カメラ映像を普通画質、記録間隔５枚／秒で１ヶ月以上保存できるものとする。

(e)　記録中に電源断による機能停止からの復旧時に記録機能が自動で再開できること。また、瞬間停電による HDD 破損防止機能を有すること。

(f)　一部の監視カメラ A 及び B の映像については、本警備システム以外に別途指定する映像信号を出力できる器材とする。

e　遠隔操作機能

遠隔操作機能については次による。

(a)　非常時に遠隔操作で指定した電気錠付の扉の施解錠が可能なこと。

(b)　扉ごとの施解錠、開閉状態及び異常の有無を監視可能なこと。

(c)　遠隔操作機能を使用し、電気錠を解錠した場合、その情報を主入退室管理機能に送信できること。

f　副入退室管理機能

副入退室管理機能については次による。

(a)　主入退室管理機能と同等の機能を有するものとする。

(b)　コンピュータ本体をセキュリティーボックスに格納する等の不正操作及び盗難防止措置を講じること。

g　遠隔警報機能

集中監視制御部で警報を検知した場合及び警備システム設置区域が停電した場合、既存の電話線を使用し、本警備システムを設置する地区とは

別の場所において警報音等により通知できること。

h　監視モニター

監視モニターの機能性能については付表のとおり。

i　バックアップ電源機能

a～c、f～h については 5 分以上動作するバックアップ電源を有するものとする。

(ｲ)　制御装置

制御装置については次による。

a　センサー制御機能

センサー制御機能については次による。

(a)　入退室及び防犯センサー情報を受信し、主入退室管理機能へ配信できること。また、主入退室管理機能からの制御情報を制御装置内器材等に配信できること。

(b)　光信号をメタル信号に変換できること

(c)　防犯センサーからの無電圧接点信号に個別のアドレス等を付与して主入退室管理機能に送信できること。

b　電気錠制御機能

電気錠制御機能については次による。

(a)　IC 身分証等による認証又は遠隔制御機能等からの制御により電気錠が設置された扉等の施解錠制御が可能なこと。

(b)　停電時に備え、5 分以上動作するバックアップ電源を備えること。

(c)　小扉を備えた扉については、認証された場合両方の電気錠を解錠し、一定時間又は入退室後に速やかに両電気錠とも施錠するものとする。

(d)　電磁シールド区画をまたぐ場合を除き、電気錠、IC テンキー付、IC テンキー無及び静脈認証装置に電源供給を行えること。

(e)　主入退室管理機能から配信される入退室管理に必要な情報を受信し、保持できること。

(f)　入退室管理に必要な情報を認証装置等に配信できること。

(g)　電気錠制御機能は 1 台で 1 式の電気錠を管理し、故障時において他の電気錠の運用に影響を与えないこと。

(h)　前室等のある区画については、片方の扉が解錠している際、もう一方の扉は解錠できないこと。(インターロック機能)

(i)　特定の区画に対して同じカードでの２回続けての入室、又は退室を不可とし、かつカード操作無しで入室した者は退室できないこと。(アンチパスバック機能)

(j)　IC 身分証等の操作、個別暗証番号及び静脈認証等の組合せ又は全ての操作による照合操作が可能なこと。(複数端末照合機能)

(k)　あらかじめ指定された者が入室している場合のみの入室を可能とする設定が可能なこと。(優先 ID 機能)

(l)　個人ごとに扉の入退出許可及び禁止の時間帯、曜日等をスケジュールできる機能を有すること。(スケジュール管理機能)

c　その他の機能

(a)　a、b に示す器材等を収納するラック等を備えるものとする。

(b)　5 分以上動作するバックアップ電源を有するものとする。

(ｳ)　セル監視装置

セル監視装置については次による。

a　監視カメラ C

監視カメラ C の機能性能については付表のとおり。

b　画像記録機能 B

画像記録装置については次のほか、付表のとおり。

(a)　暗証番号等による許可された者以外の操作を防止できる機能を有すること。

(b)　防爆型のアナログカメラを 3 台以上接続できること。

(c)　1TB 以上の HDD を 2 台以上装着でき、かつ RAID による抗たん性を有すること。

c　監視モニター

監視モニターの機能性能については付表のとおり。

d　バックアップ電源

5 分以上動作するバックアップ電源を有するものとする。

(ｴ)　認証装置

a　認証要領

認証要領については、次による。

(a)　入室時

・ IC 身分証等及び個別暗証番号（２つの照合操作)

・ IC 身分証等、個別暗証番号及び静脈認証（３つの照合操作)

(b)　退室時

・ IC 身分証等（１つの照合操作)

b　認証機能

認証機能については次のほか、付表のとおり。

(a)　IC 身分証等を使用した入退室管理が行えること。

(b)　前号で認証された場合のみ電気錠の解錠ができること。

(c)　扉施錠及び区画警戒中であることをそれぞれランプ表示できること。また、異常発生時には異常ランプ及びブザーによる通知が可能なこと。

(d)　IC テンキー付の暗証番号は 6 桁以上、かつ個人ごとに登録できるものとし、番号はランダム表示であること。

(e)　IC テンキー付は集中監視制御部の設定により、IC 適格証等による操作で警戒開始操作が行えること。

(f)　IC テンキー付は集中監視制御部の設定により、以下のいずれかの操作

にて警戒解除操作が行えること。
・　IC 適格証等による操作
・　IC 適格証等による操作及び個別暗証番号操作

(g)　集中監視制御部の設定により、異常発生時の復旧操作が行えること。

(h)　静脈認証装置については、静脈による個人認証ができること。

(i)　静脈認証装置による認証時間は１秒程度であること。

(j)　静脈認証装置及び IC テンキー付並びに IC テンキー無による認証結果を主入退室管理機能へ送信できること。

(k)　イーサネットによる連接が可能なこと。

(l)　静脈認証装置については他の IC カードリーダ等との連接が可能なこと。

(ｵ)　通信部

通信部の機能については次による。

a　入退室及び防犯センサー情報を受信し、主入退室管理機能へ配信できること。また、主入退室管理機能からの制御情報を制御装置に配信できること。

b　光信号をメタル信号に変換できること

c　防犯センサーからの無電圧接点信号に個別の認識番号を付与して主入退室管理機能に送信できること。

d　電磁シールド区画を貫通する場合に、光信号に変換して貫通させることにより、電磁シールドの強度に影響を与えないものとする。

(ｶ)　電気錠

電気錠については次による。

a　電気錠は、ドアノブ・シリンダー（外側）及びサムターン（内側）を装備すること。なお、サムターンには非常時以外の使用を禁止するカバー又は同等以上の装備を有すること。

b　屋外に設置する電気錠は同項(2)エを満たすものとする。

(ｷ)　防犯センサー

防犯センサーについては次による。

a　マグネットセンサーA

マグネットセンサーA の機能性能については次のほか、付表のとおり。

(a)　室内の扉等に取り付けられ、磁気により扉の開閉を検知し、扉等が不意に開放された場合に警報を発するものとする。

(b)　屋外に設置する器材については同項(2)エの外囲条件を満たすこと。

(c)　各器材にアドレス等を付与することにより、異常を検知した場合に位置の特定把握ができること。

b　マグネットセンサーB

マグネットセンサーB の機能性能については次のほか、付表のとおり。

(a)　屋外等のフェンス門扉や遊びの大きい扉等に取り付けられ、磁気によ

り扉の開閉を検知し、不意に開放された場合に警報を発するものとする。

(b)　大型扉やフェンス扉等遊びの大きい扉については、誤報を考慮した大型のマグネットセンサーを使用するものとする。

(c)　屋外に設置する器材については同項(2)エの外囲条件を満たすこと。

(d)　各器材にアドレス等を付与することにより、異常を検知した場合に位置の特定把握ができること。

c　パッシブセンサー

パッシブセンサーについては次のほか、付表のとおり。

(a)　屋内の天井又は壁に設置するタイプとする。

(b)　デッドゾーンを極限した立体警戒型を使用する。

(c)　検出方法をパッシブインフラレッド方式とする。

(d)　1台で60㎡以上を警戒できるものとする。

(e)　検知距離を10m以上とする。

(f)　警報出力を個別に識別できるようにセンサー本体にアドレス等を付与でき、センサー信号等を集中監視制御部等に伝送できること。

(g)　カバー表面への工作を監視できる画策検知機能を有すること。

(ｸ)　緊急時通話機能

緊急時通話機能については次による。

a　電磁シールド区画においては、メタル信号を光信号に変換するなどにより、電磁シールド強度に影響を与えないこと。

b　音声のみによる通話を可能とする。

(ｹ)　非常用発電機

停電時に警備システム及び整備場周囲に設置された監視用器材に最低4時間の電力を供給できる能力を有すること。なお、その仕様については付表のとおり。

ウ　その他品質的事項

(ｱ)　整備性

整備性については次による。

a　各監視カメラ、防犯センサー等の故障については、構成品ごとの状態表示を監視モニター画面上で表示できること。

b　機器等の故障に対し不具合箇所探求、構成品及び部品の交換が容易にできること。

c　各画像記録装置については使用積算時間を表示し、保守・維持管理が容易に把握できること。

d　機器等の維持管理に必要な技術資料が整備されていること。

(ｲ)　電磁シールド技術

器材の設置及び配線工事に際しては、電磁シールド強度に影響を与えないようにすること。

５　設置場所等

主要器材の数量及びその概要位置については、付図のとおり。なお、付図に示す電気錠については、フェンス門扉の設置器材のみ本警備システムで調達するものであり、その他の電気錠については既存器材を使用するものとする。

付表 - 性　能

構　成　品		性　能
集中監視制御部		
主入退室管理機能	コンピュータ	モニター：15型以上 （画面サイズ幅304㎜高さ228㎜以上） （表示解像度1024×768ドット以上） 24時間連続稼動を保証 電源を2重化して抗たん性を確保 以下の場合、自動的にシステムを停止する。 バックアップ電源に接続し、5分以上停電が続く場合、自動的に停止し、データの破損を防止 HDD:RAID1構成（２重化）
	ビジターカード	ISO/IEC 14443 Type A
IC適格証等 カード収納機能	コンピュータ	モニター：15型以上 （画面サイズ幅304㎜高さ228㎜以上） （表示解像度1024×768ドット以上） 24時間連続稼動を保証 電源を2重化して抗たん性を確保 以下の場合、自動的にシステムを停止する。 バックアップ電源に接続し、5分以上停電が続く場合、自動的に停止し、データの破損を防止 HDD:RAID1構成（２重化）
	収納ボックス	収納枚数：50枚以上 ビジターカード及び暗証番号による貸出
監視カメラA	ネットワークカメラ	有効画素数：35万画素以上 最低照度：2Lx以下 増感時最低照度：0.02Lx以下 回転角度：±175度以上 回転速度：（水平）最大300度/秒 （垂直）最大80度/秒 画角（光学）：水平30度以上 ズーム：2倍以上（光学）
監視カメラB	ネットワークカメラ	有効画素数：35万画素以上 最低照度：2.5Lx以下 増感時最低照度：0.02Lx以下 画角（光学）：水平100度以上 ズーム：2倍以上（光学）
画像記録装置A		24時間常時画像を保存 1TB以上のHDDを2台以上接続可能 （普通画質、5枚/秒で1ヶ月以上保存） 電源を2重化して抗たん性を確保 以下の場合、自動的にシステムを停止する。 バックアップ電源に接続し、5分以上停電が続く場合、自動的に停止し、データの破損を防止 HDD:RAID構成（坑たん性） 一部映像を別システムに送信できること。
副入退室管理機能	コンピュータ	主入退室管理機能と同等の性能

付表 - 性　能（続き）

構成品		性能
監視モニター	液晶モニター	モニター：32型以上 （画面サイズ幅697㎜高さ392㎜以上） （表示解像度1920×1080ドット以上） 最大20画面分割表示が可能 設置方法：壁面又は天井吊下げ型
バックアップ電源	無停電電源装置	5分以上動作する予備電源 （機器の消費電力に応じた負荷容量） バッテリ寿命：5年以上とする。 入出力電圧：機器に応じた電圧 電圧精度：定格電圧±5%以内 電圧変動率：定格電圧±5%以内 定格周波数：50/60Hz 周波数変動：定格周波数±3%以内 以下についての誤作動がないこと。 非常用発動発電機からの電力供給
セル監視装置		
監視カメラC	防爆型カメラ	以下の基準を満たすこと。 防爆構造Exd Ⅱ BT4 防塵性能(JIS C 0920 IP6x) 有効画素数：35万画素以上 最低照度：0.05Lx以下 画角：45度以上
画像記録装置B		24時間常時画像を保存 1TB以上のHDDを2台以上接続可能 （普通画質、5枚/秒で1ヶ月以上保存可能） 電源を2重化して抗たん性を確保 HDD:RAID構成（抗たん性） 以下の場合、自動的にシステムを停止する。 バックアップ電源に接続し、5分以上停電が続く場合、自動的に停止し、データの破損を防止 アナログカメラを３台以上接続可能
バックアップ電源	無停電電源装置	5分以上動作する予備電源 （機器の消費電力に応じた負荷容量） バッテリ寿命：5年以上とする。 入出力電圧：機器に応じた電圧 電圧精度：定格電圧±5%以内 電圧変動率：定格電圧±5%以内 定格周波数：50/60Hz 周波数変動：定格周波数±3%以内 以下についての誤作動がないこと。 非常用発動発電機からの電力供給
認証装置		
認証装置	ICカードリーダー （テンキー付）	IC身分証等による認証が可能 テンキーの番号表示はランダムとする。 IC身分証等は非接触認証とする。 IC適格証等による警戒/解除操作が可能 扉の施解錠及び異常をモニター上に表示

付表 - 性　能（続き）

構　成　品		性　能
認証装置	ICカードリーダー	IC身分証等による認証が可能 IC身分証等は非接触認証とする。
	静脈認証装置	認証方法：静脈による個人認証 認証時間：１秒程度 通信：主入退室管理機能に認証結果等を送信 静脈データ：1名両手で500人以上登録可能 登録処理時間：1名両手で1分以内 音声ガイダンス：有り LED表示（電源、認証結果等） イーサネットによる連接が可能 予備電源：以下のとおり。 　停電時5分以上動作可能 　停電時、登録データ等の破損がない。 設置方法：壁面取付型
防犯センサー		
マグネットセンサー	マグネットセンサーA	接点形式：一体状態で接点ON(閉)とする。 動作距離：20㎜程度とする。
	マグネットセンサーB	接点形式：一体状態で接点ON(閉)とする。 動作距離：70㎜程度とする。 防水構造：JIS C 0920 IPx5
パッシブセンサー		立体警戒型とする。 検出方法：パッシブインフラレッド方式 検知距離：10ｍ以上 検知面積：60㎡以上
非常用発動発電機		
非常用発動発電機		用途：一般非常用 始動時間：15秒以下 運転性能：無給油で４時間以上連続運転可能 警報出力：主入退室管理機能に以下を表示 ・停電時警報 ・発電中警報 ・燃料残警報（Half,Empty） 性能： ・電圧：AC100V/200V±10%（単相3線） ・電圧変動率：定格電圧±2%以内 ・周波数：50/60Hz±5% ・周波数変動：定格周波数±0.5Hz以内 ・負荷容量：40kVA 設置場所：屋外 基礎寸法：1,500㎜×2,800㎜×900㎜ アンカーピッチ：1,140㎜×2,000㎜

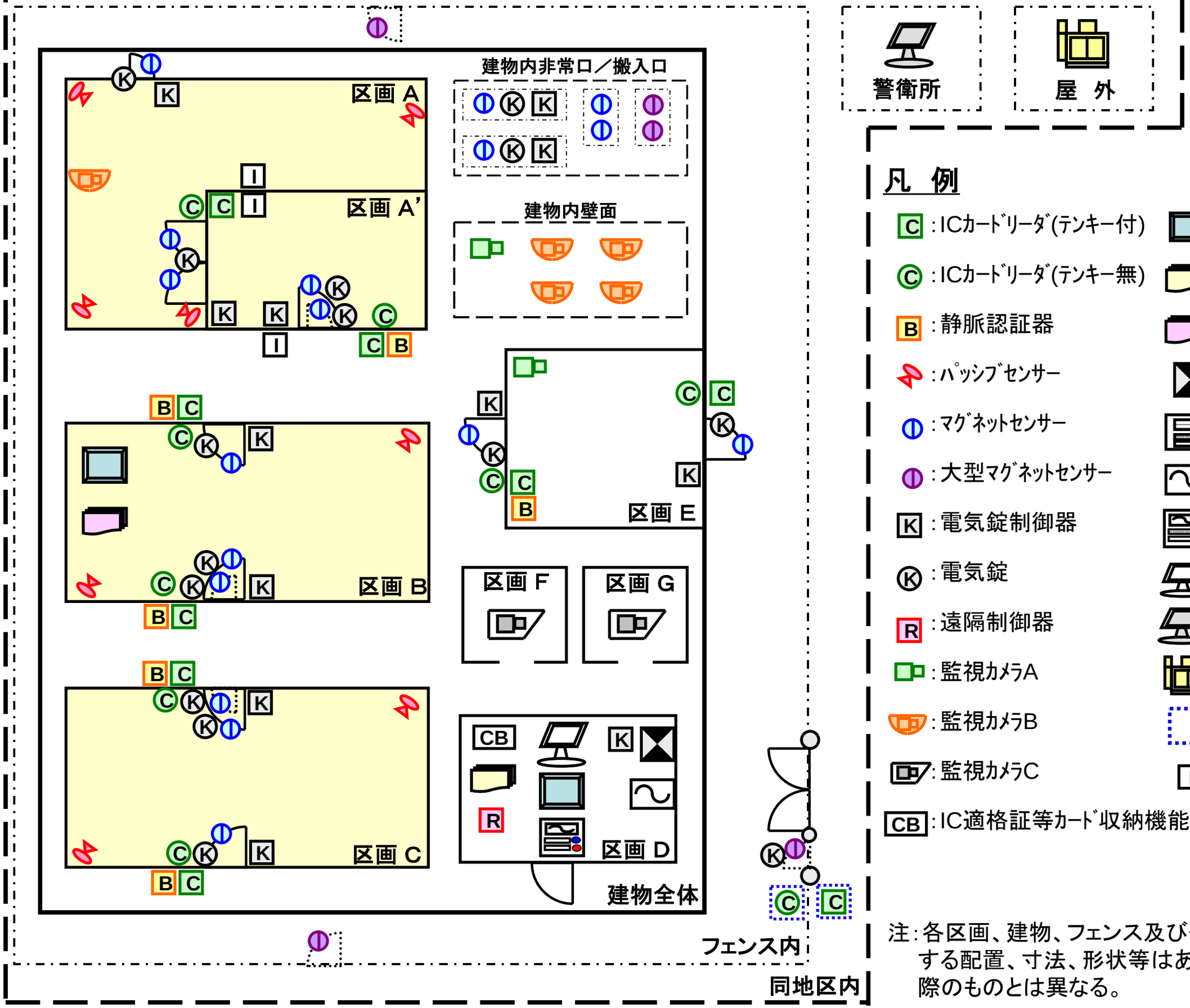

凡　例

- C：ICカードリーダ(テンキー付)
- C：ICカードリーダ(テンキー無)
- B：静脈認証器
- ：パッシブセンサー
- ：マグネットセンサー
- ：大型マグネットセンサー
- K：電気錠制御器
- K：電気錠
- R：遠隔制御器
- ：監視カメラA
- ：監視カメラB
- ：監視カメラC
- CB：IC適格証等カード収納機能
- ：監視モニター
- ：画像記録装置A
- ：画像記録装置B
- ：集中監視制御部
- ：遠隔警報装置
- ：制御装置
- ：非常用発電機監視盤
- ：主入退室管理装置
- ：副入退室管理装置
- ：非常用発電機
- ：収納BOX(防滴)
- I：インターホン

注：各区画、建物、フェンス及びその他の器材配置に関する配置、寸法、形状等はあくまでも概要であり、実際のものとは異なる。

入退室管理警備システム配置概要図